

国立大学法人京都会計実施規則新旧対照表

改正前			改正後		
(前略)			<p>附則 この規則は、令和元年10月1日から施行する。</p>		
別表第1 経理単位及び経理責任者（第2条関係）			別表第1 経理単位及び経理責任者（第2条関係）		
経理単位	経理責任者	範囲	経理単位	経理責任者	範囲
		(略)			(同左)
事務本部	財務部長	総務部	事務本部	財務部長	総務部
		企画・情報部（情報推進課、情報基盤課を除く）			企画・情報部（情報推進課、情報基盤課を除く）
		財務部			財務部
		施設部（工事等を除く）			施設部（工事等を除く）
		教育推進・学生支援部			教育推進・学生支援部
		研究推進部			研究推進部
		プロポストオフィス			プロポストオフィス
監査担当事務室	監査担当事務室				
		(略)			(同左)
備考 (略)			備考 (同左)		
別表第2 出納責任者（第8条関係）			別表第2 出納責任者（第8条関係）		
第1表			第1表		
経理単位	出納責任者	範囲	経理単位	出納責任者	範囲
		(略)			(同左)
事務本部	経理課長	総務部	事務本部	経理課長	総務部
		企画・情報部（情報推進課、情報基盤課を除く）			企画・情報部（情報推進課、情報基盤課を除く）
		財務部			財務部
		施設部施設部（清風会館収納金及び本部構内入構整理料収納金を除く）			施設部施設部（清風会館収納金及び本部構内入構整理料収納金を除く）
		教育推進・学生支援部（小口現金除く）			教育推進・学生支援部（小口現金除く）
		研究推進部			研究推進部
		プロポストオフィス			プロポストオフィス
監査担当事務室	監査担当事務室				
		教育推進・学生支援部（小口現金）			教育推進・学生支援部（小口現金）
		(略)			(同左)
備考 (略)			備考 (同左)		